

藤沢市職員定数条例の一部改正について
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例
藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,058人」を「2,066人」に、「817人」を「914人」に、「14人」を「16人」に、「234人」を「236人」に、「3,600人」を「3,709人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政需要の増加への対応並びに地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入されることを受けて行った医師、看護師等の関係する職の整理の結果により、職員定数を改める必要による。